

港区特定不妊治療支援事業の実施について

1 概要

令和4年4月から不妊治療（生殖補助医療）への保険適用が開始されたことに伴い、基本的な治療にかかる自己負担は3割となりましたが、保険診療との併用が認められている先進医療は、全額自己負担になっています。

区は、保険適用前から、国の制度に上乗せする形で助成制度を行ってききましたが、保険適用後においても、全額自己負担となる先進医療及び自費診療のみで実施された治療に対する助成制度を新たに整備することにより、不妊治療に悩む区民の経済的支援を行います。また、申請者に対して、令和4年5月に開始した「港区不妊・不育相談ダイヤル」の活用を促すことにより心理面、精神面の支援を充実し、不妊に悩む区民を包括的に支援します。

2 助成の対象者

令和4年4月1日以降に治療を開始し、治療開始日における妻の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚を含む。所得制限なし）

3 助成の対象となる治療

- (1) 保険適用の治療と併せて行われる先進医療
- (2) 自費診療のみで実施された治療（保険適用外）
※男性の治療も対象とします。

4 助成金額

1回の治療につき、30万円を上限とする治療費の全額
※東京都による助成がある場合、上乗せ助成とします。

5 助成回数

医療保険制度に準じます（初めての治療開始日における妻の年齢が39歳までの夫婦は6回、42歳までの夫婦は3回を上限）

6 事業規模 47,880千円

（先進医療：25,380千円、自由診療：22,500千円）

7 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 要綱制定

10月以降 区ホームページ、SNS、区内診療所等で周知開始

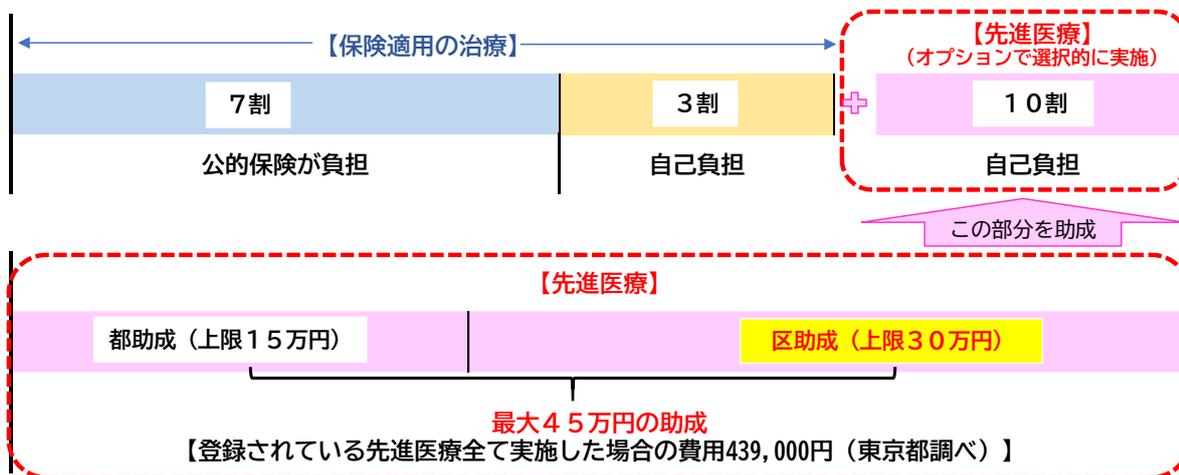
令和5年1月 申請受付開始(令和4年4月1日以降に開始した治療から遡及適応)

8 参考資料

(1) 助成イメージ

① 先進医療

(先進医療に要した金額－都の助成額) 又は30万円のうち低い方を助成額とします。



② 自由診療

自由診療に要した金額又は30万円のうち低い方を助成額とします。



(2) 先進医療

中央社会保険医療協議会（先進医療会議）において示されている治療で、実施に際しては、実施医療機関として厚生労働省厚生局への登録が必要です。

【令和4年度に助成対象とする技術】

- SEET法
- タイムラプス
- 子宮内膜スクラッチ
- P I C S I
- ERA/ERPeak
- 子宮内膜細菌叢検査 (EMMA/ALICE)
- IMS I
- 二段階胚移植法
- 子宮内膜細菌叢検査 (子宮内フローラ検査)
- 不妊症患者に対するタクロリムス投与療法

【今後審議予定で、告示された場合に対象に追加する技術】

- 着床前胚異数性検査2種